

令和4年度
母子父子自立支援員兼婦人相談員
(パートタイム会計年度任用職員) 募集要項
野田市健康子ども部児童家庭課

1 受付期間

令和4年9月13日(火)から採用者決定まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く
午前8時30分から午後5時15分まで

2 応募資格及び募集人員等

- | | |
|----------|---|
| (1) 職 種 | 母子父子自立支援員兼婦人相談員 (パートタイム会計年度任用職員) |
| (2) 募集人員 | 1名 |
| (3) 応募資格 | 資格は問いません |
| (4) 勤務場所 | 野田市本庁舎 (児童家庭課) |
| (5) 業務内容 | ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第2項に定める業務
・母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに係る相談業務
・千葉県の子・父子自立支援員との連絡及び調整に関する業務
・野田市母子・父子自立支援プログラム策定事業に関する業務
・売春防止法第35条第3項に定める業務
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4条に定める業務
・千葉県婦人相談員との連絡及び調整に関する業務
・所属長が必要と認める業務 |

3 応募手続等

- | | |
|----------|---|
| (1) 応募手続 | 所定の応募用紙に申込前6か月以内に撮影した写真を貼付し、野田市役所(本庁舎)1階児童家庭課の窓口へ提出してください。 |
| (2) 選考試験 | ① 試験日時 受付状況により日程をお知らせいたします。
② 試験会場 野田市役所 1階 児童家庭課 相談室
③ 選考試験 面接試験 (10分程度) |
| (3) 採用決定 | 選考試験の結果により可否を判定し、全員に通知 |

4 勤務条件

- | | |
|-----------|---|
| (1) 勤務日時 | ①月曜 午前9時00分～午後5時00分又は午前11時00分～午後7時00分 (実働7時間、休憩1時間)
②火曜から金曜 午前9時00分～午後5時00分 (実働7時間、休憩1時間)
※所属長が指定する週4日以内
※時間外勤務が生じる可能性があります。 |
| (2) 休 日 | 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(令和4年12月29日から令和5年1月3日まで)、所属長が指定する日 |
| (3) 給 与 等 | ・報 酬 日額 8,176円
・期末手当 有り (別に定める基準により支給 ※勤務期間により支給対象外となる場合があります。)
・通勤手当 有り (別に定める基準により支給) |

(裏面に続きます)

- ・その他手当 有り（時間外休日夜間勤務手当等については、別に定める基準により支給）

※退職手当は支給対象外

- (4) 休 暇 有り（年次休暇等）
- (5) 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償
- (6) 採用時期 令和4年10月1日以降
- (7) 任用期間 任用開始日から令和5年3月31日までの間

※令和5年度について再度の任用の可能性有り（勤務成績が良好な場合等）

- (8) そ の 他 採用後1か月は条件付き採用期間となります。

※1月の勤務日数が15日に満たない場合、その日数が15日に達するまでの期間が条件付き採用期間となります。

※再度の任用の場合も条件付き採用期間の対象となります。

5 注意事項 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 野田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規程による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も欠格事項に該当します。

6 その他

この選考試験の結果等については、口頭で開示を請求することができます。電話・はがき等による請求はできませんので、受験者本人であることを確認できる運転免許証等を持参のうえ、直接開示場所までお越しください。

開示を請求できる人	開示内容	開示期間・開示場所
試験不合格者 (本人に限る)	総合得点及び 総合順位	合否通知発送の日から1か月間 情報開示コーナー（市役所3階総務課内）

<問い合わせ・提出先>
野田市役所 健康子ども部 児童家庭課
児童給付係
〒278-8550 野田市鶴奉7-1
電話 04-7199-3273